

三者連絡会(教授職員会、琉大労組、琉病労)

ニュース 第29号

2009年7月1日

事務局・琉球大学教授職員会(内線 2023)

E-mail kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp

<http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/>

琉大労組(内線 2024) 琉病労(内線 7-2099)

最後まで誠意ある交渉を！

夏季一時金の明細が29日に配布され、30日には支給を確認された皆さんは、その額をみてさぞや驚かれたことと思います。そして、「組合交渉もダメか…」と思われたのではないのでしょうか。

三者連絡会は、この間、裁判等の法的手段もやむを得ないと考えながら、ぎりぎりの交渉を行ってまいりました。

その結果、今回の夏季一時金支給を止めることはできませんでしたが、以下のような「確認書」を大学当局との間で取り交わしました。この確認書によって、今回の引き下げが単なる不利益変更で終わらないよう、交渉の継続を確約させることができました。

まずは、確認書の内容をお知らせする前に、ニュース前28号以降の当局側とのやり取りの経緯をご報告いたします。

これまで当局側が行ってきた、組合をあまりに無視した暴挙については、すでにお伝えしてきました。

三者連絡会が、6月10日の昼休みに、大学本部前で初めて抗議集会を開催したのも、当局の進め方が許し難いものであったからです。お忙しい中お集まりいただいた100名もの皆さま、本当にほんとうにありがとうございました。その声を力に、我々は同日午後4時から「交渉」に臨みました。

そこでは、6月4日に我々が申し入れた2点－①交渉には学長、財務担当理事及び総務担当理事が出席すること。②夏季一時金削減に関する違法な手続について釈明及び謝罪すること。一に対して当局から回答がありました。

この交渉には、初めて学長及び財務担当理事が出席し、総務担当理事も含めて、上記①の申し入れについては応えられました。しかし、②の申し入れについては、「今回のような賃金引き下げという不利益変更を行う場合には、組合との協定により過半数代表者が選べないので、労基署の指導により、やむを得ず採った手続であるから、何ら違法なものではない」という、これまでと同様の主張を繰り返すのみでした。この主張が全く誤りであることは、これまでニュー

ス等でもお知らせしてきた通りであり、もちろん当局には繰り返し訴えてきています。ただし、当日は、学長から「事務方から過半数代表が選べないと聞いている」との認識が示されたので、それは誤認であり、「当局側が一方的に選べないと言っている」旨を伝えたところ、学長は「それなら組合にも協力してもらって過半数代表を選びましょう」という回答を得ることができました。これを受けて、労基法に沿った通常の過半数代表選出手続に入ると理解し、当日の交渉を終えることになりました。

ところが、翌週15日の当局側からの連絡は「過半数代表を『超法規的』措置によって早急に選びたい」とのものでした。思わず耳を疑いたくなるものでしたが、それが10日の学長の回答とは異なるものであることを伝えるとともに、常軌を逸した短期間のうちに過半数代表を選ぶのは許されないことを主張しました。しかし当局は、「それが学長の意思であり、過半数代表が選べなくても、6月30日の一時金支給が引き下げになることは変わらない」との一点張りでした。

このような「交渉」そのものが成立しない危惧すら抱かざるを得ない中で、18日に「話し合い」がもたれました。しかし、この日は、学長は「公務多忙」により欠席で、財務担当理事の姿もありませんでした。これでは先の10日に学長自らが口にした言葉の真意を確かめる術はなく、話し合いすら成立しませんでした。

そこで悪戯に時を費やすわけにはいかず、6月1日付で全職員に対して行われた「『国立大学法人琉球大学における平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置に関する規定』の制定について」という通知以来、何の説明も行っていない当局に対し、この間の経緯を説明する文書を求め、その文案を確認することにしました。

しかし、22日に示された文案は経緯説明ではなく、冬期にも一時金削減が予想されるため、その打撃を少しでも緩和するために、夏季一時金の削減が必要という、「言い訳」に終始した全く不十分なものでした。

ここに至り、もはや法的手段もやむを得ないという覚悟を決め最後通告を当局につきつけ話し合いが終

りました。

そして、いよいよという24日になり、当局から削減金の使途等について組合との交渉の継続を約束する「確認書」が示され、急遽25日にもたれた交渉の場で、ぎりぎりまで粘り強く当局とのやりとりを続けた結果、最終的に合意に達したのが、次の「確認書」です。

確認書

琉球大学長と沖縄国公労琉球大学労働組合・琉球大学病院労働組合・琉球大学教授職員会(以下「労働組合」という。)との間で「平成21年6月期における期末・勤勉手当」に関し、下記のとおり確認する。

記

1. 琉球大学長は、「国立大学法人琉球大学における平成21年6月に支給する期末手当・勤勉手当の特例措置に関する規程（平成21年6月1日施行）」（以下「特例規程」という。）について、過半数代表者選出の手続きをとることが出来なかったことにより、労使間の信頼関係を損なったことを遺憾とする。

2. 琉球大学長は、国立大学法人をめぐる社会情勢を総合判断し、平成21年6月期における期末・勤勉手当について、その支給の一部を削減する。削減によって生じる財源について、その使途などについて労働組合からの意見や各部局からの要望等を集約しながら計画・執行する。

3. 琉球大学長は、過半数代表者を選出し、特例規程について意見の聴取を行う。労働組合は、今回の不利益変更措置に対する代償措置を含む労働条件の改善について交渉が続けられることを条件として、過半数代表者の選出に協力する。

4. 琉球大学長は、夏に予定されている人事院勧告を受けて、労働組合に対し情報提供を行うとともに、その対応について労働組合と交渉を行う。

平成21年6月 日

この「確認書」は、私たち三者連絡会にとって決して満足のいくものではありません。この間の手続について「謝罪」を求めたにもかかわらず「遺憾」という言葉に止まった点、労働条件の改善について具体的な項目が何ら決まっていない点、そして何よりも過半数代表者を選出する前に一時金引き下げが行われてしまった点です。その意味で、皆さんの声を活かせなかったことは、大変申し訳なく、力不足を痛感しております。

しかし、この確認書に記されているように、すべては今後の交渉如何にかかっております。

すなわち、削減された財源の使途については組合の意見や各部局からの意見などを集約すること、事後ではあるものの過半数代表者を選出すること及びその際の条件として、労働条件の改善について交渉が継続されること、そして、夏の人事院勧告については改めて交渉が行われることになりました。これらが確認されたことは、組合及び琉球大学の構成員すべてが、今回の一時金削減の使途等について依然として責任を負っていることに他なりません。

また、6月29日付で学内HPに掲示されている、一時金削減についての通知には、学長文書であることを理由に、我々の要求は残念ながら反映されませんでした。しかし、過半数代表者を選出することは、組合員のみならず、全職員の利益に関わる重大な法定義務であり、それを怠った当局の責任はきわめて重いとわざるを得ません。

それにも関わらず、自己の過ちに対する謝罪はおろか、「遺憾の意」さえ表明しないのは、学長を始めとする当局の傲慢さ・不遜さの表れであると考えます。

三者連絡会としては、今後予定される過半数代表者の選出及び交渉についても、逐一情報を提供して参ります。御意見・御質問があれば、どんなことでもかまいませんので、どんどん組合にお寄せ下さい。

今こそ、皆さまの声を大学の施策に反映させるべき時であり、それによって初めて、今回の確認書が意味あるものとなるのです。我々一人ひとりの責任ある声が、琉球大学を、社会の要求と評価に応え得る大学へと発展させることができるのではないのでしょうか。皆さまの声を今こそ大きな力にしましょう！

